

社会福祉法人福寿園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福寿園（以下「当法人」という）定款第9条および第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職功労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職功労金は支給しない。
 - 2 常勤役員等に対する退職功労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給できるものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うことができるものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職功労金については、別に定める常勤役員等退職功労金規程により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。ただし、送迎による役員会等への出席に係る旅費については、支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 28 日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第 8 条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年 7 月及び 12 月とする。
- (3) 退職功労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内に支給する。
 - 2 非常勤役員等に対する報酬は、年額支給とし、事業年度の最終に開催される役員会等において、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

- 第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬額等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 9 日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 980,000 円以内
常務理事	月額 850,000 円以内
理事	月額 780,000 円以内

別表2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額×2 か月分
12月の賞与	報酬月額×2.4 か月分

別表3（非常勤役員等の報酬）

区分	報酬の額
評議員	年額 50,000 円以内
理事	年額 100,000 円以内
監事	年額 100,000 円以内

ただし、役員会等の出席状況に応じて支給する。